

平成19年10月9日

学長裁定

(目的)

第1条 この規程は、本学における人体の機能を測定するための装置等を使用して行う調査・実験活動において、安全確保及び装置等の使用に関する管理の適正を図ることを目的とする。

(装置等の管理)

第2条 人体機能測定装置等の使用について、その適正な使用管理を行うため、倫理審査委員会(以下「委員会」という。)で審議する。

(定義)

第3条 この規程における「人体機能測定装置等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) Magnetic Resonance Imaging(磁気共鳴映像法)装置〔設置場所：東京・世田谷キャンパス〕
- (2) 人工気象室・低酸素実験室〔設置場所：横浜・健志台キャンパス〕
- (3) 骨密度測定装置(LUNAR、DPX-L)〔設置場所：横浜・健志台キャンパス〕

(取扱責任者)

第4条 人体機能測定装置等の使用及び取扱について、その使用管理・監督にあたるため、取扱責任者を置く。

2 前項の取扱責任者については、委員長が指名する者をそれぞれ取扱責任者とする。

(使用に関する届け出)

第5条 本学の教職員及び学生が、人体機能測定装置等を使用して調査・実験を行う場合は、使用の目的等を記載した調査・実験計画書を、事前に委員長に届け出なければならない。その様式については委員会が定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 人体機能測定装置等に関する庶務は、管理部会計課が処理する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。